

デザイナーズバンク登録デザイナー派遣実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）が実施するデザイナーズバンク登録デザイナー（以下「デザイナー」という。）の派遣（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、デザイナーを中小企業者等に派遣し、商品開発やブランディング、経営などの課題に対してデザインを活用したアドバイス等を行い、もって中小企業者等の競争力向上とイノベーションの創出に寄与することを目的とする。

(支援対象)

第3条 本事業の支援対象企業等は、次の各号のいずれかに該当する者であって、県内に主たる事業所を有する者（以下「企業等」という。）とする。ただし、みなし大企業（同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）は支援の対象としない。

- 一 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者
 - 二 任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）
 - 三 創業を予定する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は支援の対象としない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員
 - 二 暴力団員が事業主又は役員となっている団体及びその構成員
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体及びその構成員

(支援範囲)

第4条 本事業の支援範囲は、企業等の商品開発やブランディング、経営などの課題に対するアドバイス又は提案を原則とし、軽微な試作等を除く業務の請負は支援の範囲外とする。ただし、デザイナーと企業等が合意した場合は、当事者間における請負契約等の締結を妨げない。

(実施機関及び実施場所)

第5条 本事業の実施機関は、センターとする。

- 2 本事業の実施場所は、原則として企業等有する県内の事業所又はセンターとする。ただし、デザイナーと企業等が合意した場合は、次の各号によることができる。
- 一 目的の達成に合理的と認められる場所での実施
 - 二 ウェブ会議等の活用によるオンラインでの実施

(支援日数及び支援課題数)

第6条 デザイナーによる企業等の支援日数及び支援課題数は年度単位の適用とし、原則として次の各号を上限とする。

- 一 1課題あたりの支援日数10日
- 二 1企業等あたりの支援課題数3課題

(支援依頼)

第7条 デザイナーによる支援を受けようとする企業等は、様式1により支援依頼申込書をセンターの長（以下「センター長」という。）宛て提出するものとする。なお、支援依頼申込書は、課題ごとに作成するものとし、年度内における同一課題の申込みは認めない。

(デザイナーの派遣)

第8条 センター長は、企業等からデザイナーに対して支援依頼があったときは、依頼内容及び専門分野等を考慮し、適任と思われるデザイナーを派遣するものとする。

- 2 原則として1企業等につき1人のデザイナーを派遣するものとするが、必要に応じて複数のデザイナーを派遣することができる。ただし、第6条第一号の支援日数の上限は緩和しない。

(承諾)

第9条 デザイナーは、センター長から企業等の支援について依頼を受け、これを承諾するときは、様式2により承諾書をセンター長宛て提出しなければならない。

(報告)

第10条 デザイナーは、企業等の支援を行った場合は、その実施回ごとに様式3により実施報告書を作成し、当該企業等の確認を受け、速やかにセンター長に報告しなければならない。

- 2 企業等は、デザイナーによる支援が全て終了した場合は、様式4により総括報告書を作成し、速やかにセンター長に報告しなければならない。

(謝金)

第11条 デザイナーに対する謝金は、1日につき20,000円（交通費、所得税等を含む。）とする。

(負担金)

第12条 企業等は、本事業の実施に係るデザイナーの支援料として、1日につき3,000円（消費税等を含む。）を負担するものとする。

(謝金の支払い及び負担金の徴収)

第13条 謝金の支払い及び負担金の徴収は、原則として第10条第1項の実施報告書を受領した月の翌月までに、次の各号のとおり行うものとする。ただし、年度末など特殊な事情がある場合はこの限りではない。

- 一 謝金は、第9条に基づき提出された承諾書に記載の口座に支払うものとする。
- 二 負担金は、企業等に納入通知書を発行し、期日までに徴収するものとする。

(職員の派遣)

第14条 センター長は、必要に応じて企業等にセンターの職員（以下「センター職員」という。）を派遣するものとする。

(職員の協力)

第15条 センター職員は、デザイナーによる支援に必要な機器利用、試験及び情報の提供等に関し協力するものとする。ただし、機器利用又は試験の依頼を受けるときは、所定の手数料を徴収することができる。

(権利の帰属)

第16条 本事業によって得られた成果の所有権は、原則として企業等に帰属するものとし、デザイナーが創作した著作物の著作権は、当該デザイナーに帰属するものとする。ただし、デザイナーと企業等が合意した場合は、著作権の譲渡を妨げない。

2 デザイナーは、前項の著作物に関する著作権者人格権の不行使について企業等と協議を行い、これに同意した場合は、著作権者人格権を行使しないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるものを除くほか、本事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。